

第 13 号

高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する  
条例議案

高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を  
次のように定める。

平成26年6月20日提出

高知県知事 尾崎 正直

高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する  
条例

高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年高知県条例第  
21号）の一部を次のように改正する。

第78条第1号中「設けること」を「設けること。」に改める。

附則第7項中「6人」を「4人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正  
する条例議案説明

この条例は、厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令及び児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令の一部を改正する省令（平成26年厚生労働省令第10号）の施行により児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成10年厚生省令第51号）が一部改正されたことを考慮し、保育所の職員配置の基準における保育士の数の算定に係る経過措置について必要な改正をしようとするものである。